

## 上板町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱

### 第1 目的

この要綱は、建設工事及び建設工事に関する調査・測量・設計コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の適正な執行を確保するため、町が発注する建設工事等から暴力団の介入を排除する措置について、必要な事項を上板町が定めるものとする。

### 第2 契約排除措置

上板町長（以下「町長」という。）は、一般競争入札参加資格者及び指名競争入札参加資格者（以下「有資格者」という。）が別表の各号に掲げる項目の一到該当すると認めたときは、期間を定めて当該有資格者を建設工事等の契約関係から排除するものとする。

なお、別表の各号に該当するか否かの判断につき、第一次的に判断すべき公共機関がある場合には、その機関の判断をまっして措置するものとする。

### 第3 排除対象者

- 1 共同企業体が別表の各号に該当する場合には、当該共同企業体及び事実の原因者たる構成員にも適用する。
- 2 契約関係からの排除を受けた建設業者等が共同企業体を結成している場合は、当該有資格者に対して行った排除の期間を超えない期間をもって当該共同企業体にも適用する。

### 第4 適用期間の基準

- 1 契約関係からの排除措置の適用期間の基準は、別表1のとおりとする。
- 2 同一事件について別表の各号の2つ以上の項目に該当する場合には、それぞれについて適用される期間のうち最も長い期間をもってその期間とし、また同一事件について本要綱の別表の各号と「建設業者等指名停止等措置要綱」の別表の各号に該当する場合には、それぞれについて適用される期間のうち最も長い期間をもって適用する。
- 3 別の事件について別表の各号に該当する場合には、それぞれに定められた期間を加えた期間を適用する。
- 4 契約関係からの排除の措置を受けている者について、その後、その措置を加重する事実が明らかとなったときはその適用期間を延長することができ、また情状により適用期間を軽減することが特に必要と認めるときはその適用期間を短縮することができる。

### 第5 契約関係からの排除措置の解除

上板町は、別表の各号に該当するか否かの判断につき、第一次的に判断すべき公共機関から、契約関係から排除した有資格者が当該別表の措置要件に該当しなくなった旨の連絡を受けたときは、期間満了後、排除措置を解除するものとする。

なお、期間満了時に改善されていない場合は、再度、排除措置を行うものとする。

#### 第6 措置の決定及び効力

- 1 契約関係からの排除措置を行う場合及び措置内容の変更を行う場合には、上板町建設工事指名審査委員会に諮らなければならない。
- 2 前号において決定された措置については、他の課（局）においてもその効力を有するものとする。

#### 第7 決定の通知

- 1 契約関係からの排除措置を決定し、あるいは措置内容を変更した場合には、町長は、直ちに、様式第1又は様式第2により関係課（局）長及び出先機関の長に通知するとともに、様式第3又は第4により該当する建設業者等にも通知する。
- 2 町長は、第7の1の場合において特に必要と認めるときは、様式第1又は様式第2の通知に代えて口頭により通知することができ、また、建設業者等に対して通知をしないこととすることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成11年 1月 1日から施行する。

別 表 1

項 目	期 間
(1) 資格者の経営者等（法人の場合は、法人の非常勤を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者をいい、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者である場合。	1 2 ヶ月
(2) 有資格者の経営者等又は経営に事実上参加している者もしくは使用人が、業務に関して暴力団関係者を利用した場合。	2 ヶ月～6 ヶ月
(3) 有資格者の経営者等又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合。	2 ヶ月～6 ヶ月
(4) 有資格者の経営者等又は経営に事実上参加している者が、暴力団関係者と密接な交際等を有している場合。	2 ヶ月～6 ヶ月